

# 「災害対策基本法改正に関する地方公共団体連絡会」

## 第1回議事概要

### 1. 連絡会の概要

- (1) 日 時 : 平成24年4月27日(金) 13:30～15:30
- (2) 場 所 : 中央合同庁舎2号館 消防庁第一会議室
- (3) 出席者 : 埼玉県福島委員代理(荒井氏)、新潟県飯沼委員代理(細貝氏)、仙台市佐藤委員代理(佐々木氏)、長岡市金子委員、松前町中矢委員、全国知事会小室委員、全国市長会中村氏、内閣府丸谷次長、内閣府小宮参事官、公務員部植田課長、消防庁山口課長

### 2. 議事概要

- ・山口課長の挨拶後、事務局(小林災害対策官)から連絡会の趣旨について説明。
- ・内閣府丸谷次長より、災害対策基本法の改正概要について説明(資料1)。
- ・山口課長より、地方公共団体間の応援の調整規定、対象業務の拡大、受援計画等について説明(資料2、資料7)。
- ・公務員部植田課長より、東日本大震災被災地への人的支援の状況について説明(資料7)。
- ・東日本大震災における広域応援・広域避難に係る取組とその後の検討状況について全国知事会小室委員、全国市長会中村氏、新潟県細貝氏、長岡市金子委員、仙台市佐々木氏、松前町中矢委員より説明(資料3～6)。

### 【出席者の主な説明・意見】

#### ○ 全国知事会小室委員

東日本大震災復興協力本部(緊急広域災害対策本部を平成23年5月に改組したもの)において、様々な事項について検討してきたが、そのうちのひとつとして、都道府県相互の広域応援体制をいっそう堅固なものにしていくための検討を進め、昨年12月の全国知事会において資料3-1に示した方向性が了承された。

この方向性を踏まえ、カバー(支援)体制の確立、全国知事会の体制と機能の強化、広域応援の実効性の向上の3点を中心に「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の改正作業を進めており、5月の知事会で報告することを目指している。

#### ○ 全国市長会中村氏

(市長会の職員派遣スキームの説明後)

- ・発災直後は派遣要請・申し出が輻輳し、混乱があった
- ・中長期派遣では事務職よりも技術職の要望が多くなり、派遣する側とされる側の思惑が噛み合わない場面があった。
- ・各省庁間の連携よりも、姉妹都市、個別の応援協定(いわゆる水平連携に基づくもの)など、日頃から顔の見える関係にあったものの方が機能したのではないかと。

○ 新潟県細貝氏

- ・今回の震災で非常に問題だったのは、避難が自然発生的に始まり、受け入れ調整の暇がない中で大量の避難者が発生したことや、避難者の出身地がバラバラで地域コミュニティが確保できていなかったこと。これらは、これからの広域避難の大きな課題ではないかと考えている。
- ・災害救助法は、受入側には適用されず、被災県は受入先の状況がよくわからない。今後は寒暖などの地域特性等に配慮するなど、受入県側が自主的な判断で支援できるような制度にすべき。
- ・新潟県では、避難の長期化に対応するため、県外避難者の見守り支援体制をとっているが、必要経費は緊急雇用基金や厚生労働省の地域支え合い体制づくり事業など本来目的が異なる予算を活用している。県外避難者が長期間にわたり生活するという状況の中では、避難生活の長期化を見越した制度的な体制整備、財源確保が大きな課題となっていると考える。

○ 長岡市金子委員

- ・今後の広域応援体制としては、国・県による調整機能が絶対に必要。
- ・県外都市との災害時相互応援協定を積極的に活用していく必要があるのではないかと考えている。例えば、原発事故があった場合に子供だけを先に逃がす等具体的な避難形態を視野に入れた応援協定の改定が必要。
- ・広域避難において重要なことは、リーダーが具体的な目標を掲げること。
- ・長期避難を想定し、コミュニティ単位の避難と避難所運営が重要。
- ・必要な物を必要なときに必要な場所に届けるためにはボランティアが欠かせない。

○ 仙台市佐々木氏

- ・今回の震災で対口支援は非常に有効だった。
- ・情報収集もままならないときに、応援自治体が先遣隊をいち早く派遣し情報収集をして、それを発信していただけたのがありがたかった。
- ・現在仙台市で地域防災計画の全面見直しを行っており、その中で避難所運営等の見直しを先行的に進めている。
- ・派遣が縦割りであったため、全体の応援職員の把握が難しかった。折角人的・物的支援を受けても、それを十分に生かしきれなかったことが反省点。
- ・発災後72時間をどうしのぐかが大きな課題。今回のような広域災害の場合、県も被害への対応に追われており、応援要請が県経由では十分機能しないおそれがある。応援要請を時間短縮できる仕組みが必要。
- ・指定都市市長会としての要望：大都市は人材や資機材を持っているため、いち早く動くことができることが特徴。そのため、初動時は指定都市市長会で構築しようとしているフローや組織を活用していただき、まず先遣隊を派遣し、そこから情報発信させるなど初動体制を整え、その上で全国市長会、知事会との連携を図ることが有効ではないか。
- ・避難所の運営について、時間軸を見据えながら自治体職員や地元コミュニティ、避難者の協働により運営する枠組みを地域防災計画の見直しの中で進めている。
- ・帰宅困難者も大きな問題。連絡調整が十分でないまま駅近隣の避難所に、大勢の帰宅困難者が殺到した。帰宅困難者が求めているのは、食料等よりも情報。また、帰宅困難者と避難者との間で軋轢が生じることも問題。

- ・帰宅困難者対策として、指定避難所とは別に、駅、本庁舎周辺に帰宅困難者用の避難所を設けることを地域防災計画の見直しの中で考えている。また、企業には帰宅困難者を生じさせないよう、社内で待機できる環境整備について啓発を行うことを考えている。

○ 松前町中矢委員

- ・派遣職員は、被災地で指示を待つのではなく、主体的に支援業務を実施することが必要。
- ・被災地職員が派遣職員を受け入れることで新たに負担が生じることがないように、支援業務をパッケージととらえて、業務に必要な備品や食料、宿泊先などまで派遣元が準備して行ったほうがよいのではないかと。
- ・派遣先を特定することで、現地の情報収集や職員同士の情報交換が容易であった。今後の広域応援では派遣先の特定が必要になってくるのではないかと。
- ・職種に応じた派遣期間なども考えていくべきではないかと。

○ 内閣府丸谷次長

- ・第1弾の法改正は、最後の手段のような形で作っており、応援にしる広域避難にしる仕組みとして誰にも頼めないときに使うことを考えていただきたい。これまでに積み上げられた実態を邪魔するものではなく、そのように運用されることは間違い。
- ・BCPは仕組みを作れば作るほど、それに依存して危険になることもあるため、職員が参集できない場合や通信ができない場合でも機能するよう、バックアップ機能も合わせて議論すべきと考えている。
- ・今回の法改正は皆さんに影響のあるところはあまりないと承知している。第2弾の法改正について、政治家等からの様々な意見があるが、具体的に議論をしていかなければ、おかしな法改正内容になりかねないため、行政の担当者がビジョンを示していかなければならない。是非皆様方の助言や考え方をしっかりと踏まえていきたい。

○ 内閣府小宮参事官

- ・現在、県の行政機能が全く喪失してしまう場合なども想定として検討し始めている。機会があれば、(応援の範囲拡大についても)意見を聞かせていただきたい。

○ 消防庁山口課長

政府として、全国知事会、全国市長会、全国町村会や地方公共団体と協力しながら対応していきたいと考えている。次回以降については、今日の話も踏まえ、今後どのように進めていくのか内閣府とも相談したうえで、連絡させていただきたい。

以上